

金融庁の「金融行政のこれまでの実践と今後の方針」と 税制改正要望には共にNISA恒久化! そのNISAでどの様なものに投資されてきたか ～既存投資家(投信全体)、新規投資家(NISA向けファンド)、そして、つみたてNISA適格投信 の投信フロー～

三菱UFJ国際投信株式会社 商品マーケティング企画部 松尾 健治
窪田 真美

※三菱UFJ国際投信がお届けする、日本版ISAに関する情報を発信するコラムです。

金融庁の「金融行政のこれまでの実践と今後の方針」に NISA 恒久化!

2019年8月28日に金融庁が「金融行政のこれまでの実践と今後の方針」を公表した(URLは後述[参考ホームページ]①参照)。NISAは前年度では「一般NISAについては2023年、つみたてNISAについては2037年が、それぞれ租税特別措置法による制度の期限となっており、現状の時限的な制度のままでは、真に国民の安定的な資産形成を促す制度とはならないとの指摘もある。」だったが、今年度は「時限措置となっているNISAについて、特につみたてNISAについては、多様な国民がそれぞれの長期のライフプランに沿った資産形成に安心して活用できるよう、恒久化や利便性向上を含む制度のあり方について、関係者と連携しつつ、検討する。」となっていた(金融行政方針 p.26)。

● 金融モニタリング基本方針・金融モニタリングレポート及び金融行政方針・金融レポート(時系列) *水色は方針、ピンク色はレポート、赤字はNISAに関する事項

※1: 事務年度は当該年度の7月から翌年6月で、平成30事務年度であれば、2018年7月～2019年6月。

2019年8月28日現在

公表日	事務年度	名称	金融庁長官	備考 (NISAや資産運用に関する項目等)
2013年9月6日	平成25事務年度 (2013年7月～ 2014年6月)	金融モニタリング 基本方針	畑中龍太郎 (はたなか りゅうたろう)	初の「金融モニタリング基本方針」(従来は「検査基本方針」。同時に監督方針も公表)。 初の「水平的レビュー」(複数の金融機関に対して、特定のテーマにかかる取組状況を、統一目線で横断的に検証するモニタリング手法)。「NISAへの対応等」 が検証項目に。
2014年7月4日		金融モニタリング レポート	金融庁長官 (2011年8月 ～2014年7月)	初の金融モニタリングレポート(前年9月公表の金融モニタリング基本方針に基づき行った平成25事務年度の金融モニタリングの主な検証結果や課題をとりまとめたもの)。 *米国のDCや英国ISAでの投信を利用した積立・分散投資を紹介。個人の安定的な資産形成に投信が重要とする一方、目先の手数料稼ぎを目的とした投信の短期間の回転売買を厳しく指摘。
2014年9月11日	平成26事務年度 (2014年7月～ 2015年6月)	金融モニタリング 基本方針 (監督・検査基本 方針)	細溝清史 (ほそみぞ きよし)	検査と監査で各々示していた基本方針(*金融モニタリング基本方針と監督方針)を統合。 初めてフィデューシャリー・デューティー(以下「FD」という)が登場。FDは「他者の信託を得て、一定の任務を遂行すべき者が負っている幅広い様々な役割・責任の総称」と説明。投信に関して「商品開発、販売、運用、資産管理それぞれに携わる金融機関がその役割・責任(FD)を実際に果たすことが求められる」や「NISAの制度趣旨を踏まえた金融商品の提供及び適切な勧誘・販売態勢の構築を促す」等。
2015年7月3日		金融モニタリング レポート	金融庁長官 (2014年7月 ～2015年7月)	積立投資と一括投資の10年分リターン検証結果に基づき、若い資産形成層や投資初心者にとって、NISAによる積立投資は有益な手法と説明(コラム 積立投資)。 短期間の乗換え売買が継続。投信販売では「依然として、販売手数料が高く、リスクの比較的高い商品が販売上位を占めている」と、顧客のニーズや利益よりも販売会社のニーズが優先される現状を問題。米国の投信販売手数料低下は、DC経由の購入増とフォービジネスへのシフト等と指摘。
2015年9月18日	平成27事務年度 (2015年7月～ 2016年6月)	金融行政方針		初の金融行政方針・金融機関の検査・監督方針に加え、企画部門や国際部門など金融庁の全部局の指針を網羅。「家計の中長期の安定的な資産形成を促す観点から、NISAの更なる普及と制度の発展。FDの徹底として、投資信託・貯蓄性保険商品等での手数料透明化、顧客の利益に合う商品の組成・運用・提供等。金融機関による資産運用の高度化の促進等。中長期・グローバルな分散投資の促進。FinTechへの対応が重点施策に初設定。
2016年9月15日		金融レポート		初の金融レポート(前年9月に策定した金融行政方針の進捗状況や実績を評価し次年度の金融行政方針へ反映させるためのレポート)。「貯蓄から資産形成へ」。導入2年経過したNISA制度の効果検証結果が公表。少額からの積立・分散投資の促進のためのNISAの改善・普及が課題に。金融機関における顧客本位の業務運営の重要性を指摘(FDと言う言葉の使用は1回)。FinTechへの制度面の対応は、金融審議会でも引き続き課題検討。
2016年10月21日	平成28事務年度 (2016年7月～ 2017年6月)	金融行政方針	森信親 (もり のぶちか)	証券取引等監視委員会が金融行政方針に基づく「証券モニタリング基本方針」(従来は「証券検査基本方針」)を公表し、金融庁と一体で業者を監視する体制に転換する事とした(2016年10月25日公表)。証券検査年度も金融行政方針に合わせ、当該年度の7月から翌年6月とする事とした(従来は当該年度の4月から翌年3月)。少額からの長期・積立・分散投資の促進(NISAの利用増・積立NISA実現など)、投資教育の実施、金融機関等による「顧客本位の業務運営」(FD)の確立と定着(手数料の明確化・商品のリスクの所在等の説明の改善等)。金融庁が地銀のビジネスモデル検証に積極的に関与する方針を明示。
2017年10月25日		金融レポート		「つみたてNISA」が顕著に登場、「長期・積立・分散投資の普及・定着を促していく必要」と、普及だけでなく定着と言う言葉が加わり、しっかり根付くよう強調している。家計金融資産や投信に関する日米比較・分析(DC含む伸び、規模、手数料、収益率など)。引き続き、日本では米国と比べリスクに見合うリターンをあげていない投信が多い等とされる一方、「つみたてNISA対象商品として、手数料が低く長期の資産形成を指向する投信が増えている」と指摘された。FinTechへの対応は利用者利便等の向上に繋げる為の環境整備を図るなど。
2017年11月10日	平成29事務年度 (2017年7月～ 2018年6月)	金融行政方針		「顧客本位の業務運営」の確立と定着(金融機関の行動や取組みの「見える化」促進。長期的にリスク・手数料等に見合ったリターンを提供しているか金融機関間で比較可能なKPIの公表など)、長期・積立・分散投資の推進(職場単位を含めた、つみたてNISAの普及を進める等)、退職世代等に対する金融サービスのあり方の検討(金融ジェネレーション、金融資産の運用・取崩しに係る検討等)。フィンテック推進へ、金融法制の再編を金融審議会でも検討。金融庁がビジネスモデルの持続可能性等に深刻な課題がある地銀を検査し、早急な対応を促す方針を明示。
2018年9月26日	平成30事務年度 (2018年7月～ 2019年6月)	革新期における 金融サービスの 向上にむけて～ 金融行政のこれ までの実践と今 後の方針(平成30 事務年度)～	遠藤俊英 (えんどうしゅひで)	従来の金融レポートと金融行政方針を統合。デジタル化の加速的な進捗への対応が重点施策に初設定。金融機関の取組みの「見える化」促進で、比較可能な共通KPIの普及・浸透、公表等(貯蓄性保険含む)。運用会社には運用力を示す「自主的なKPI」の公表を促す。 投信等の販売会社で、業績評価体系や商品ラインアップ等の見直しが進むものの、利益確定売り等を背景に投信の平均保有期間が短期化、保有顧客数が伸び悩む中、期末の収益目標を意識し、特定の顧客に対し乗換取引を繰り返す営業が行われている可能性を指摘(プッシュ型営業という言葉が初めて登場)。
2019年8月28日	令和元事務年度 (2019年7月～ 2020年6月)	利用者を中心とした 新時代の金融 サービス～金融 行政のこれまで の実践と今後の 方針(令和元事務 年度)～	金融庁長官 (2018年7月 ～現在)	一般NISAは、2018年3月時点で約8割がプラスのリターンという調査結果が公表。長期・積立・分散投資の推進で、成年の約43%が加入する英国ISAも参考にNISA制度の整備を検討。つみたてNISAの普及で、職場つみたてNISAが全国的に普及するよう働きかける等。前年度に続き、高齢社会における金融サービスのあり方の検討。 前事務年度(平成30事務年度)で初設定された「金融デジタル化戦略」は、その推進が引き続き等項の重点施策。2番目の重点施策は前事務年度は「家計の安定的な資産形成の推進」だったが、令和元事務年度は「多様なニーズに応じた金融サービスの向上」となった。前事務年度では「営業現場では期末の収益目標を意識したプッシュ型営業の可能性が窺われており、経営者から現場に至るまで、顧客本位の取組みの更なる強化が課題となっている」と、「プッシュ型営業」という言葉が初めて登場したものの、令和元事務年度は「営業現場において、顧客本位の業務運営」の浸透・定着度合いは、営業店や個人ベースで区々な状況が見られた。(区々々々)まちまちとなった。前事務年度同様、外貨建保険は引き続きモニタリング。 NISAについて、前事務年度では、「一般NISAについては2023年、つみたてNISAについては2037年が、それぞれ租税特別措置法による制度の期限となっており、現状の時限的な制度のままでは、真に国民の安定的な資産形成を促す制度とはならないとの指摘もある。」としていたが、令和元事務年度は「NISA・つみたてNISAの恒久化に向けた取組み」と恒久化を明記(→2019年8月30日公表の金融庁・令和2年度税制改正要望)。

(出所: 金融庁のホームページより三菱UFJ国際投信株式会社商品マーケティング企画部が作成)

金融庁の税制改正要望にも NISA 恒久化!

前述の金融庁「金融行政のこれまでの実践と今後の方針」公表の2日後、8月30日に金融庁は令和2(2020)年度税制改正要望を公表している(URLは後述[参考ホームページ]②参照)。ここで金融庁は「NISAの恒久化」を筆頭に挙げ(筆頭は2年連続、恒久化は4年連続)、「つみたてNISA」については、積立投資期間20年を確保出来る制度の期限延長を要望している。

その他、奨励金の非課税措置が盛り込まれた(*奨励金は毎月1000円を限度として非課税とする)。ちなみにNISAが参考とした英国のISAの補助金・奨励金は、ライフタイムISA(LISA)は最大年1000英ポンド/約13万円、ヘルプ・トゥ・バイISAは最大3000英ポンド/約39万円を政府が支給する(2019年8月13日付日本版ISAの道 その277~URLは後述[参考ホームページ]②参照)。

金融庁令和2年度(2020年度)税制改正要望(2019年8月30日)

尚、下記において、(赤い)★以降のコメントは金融庁でなく三菱UFJ国際投信商品マーケティング企画部による補足説明。

◆NISAについて

【要望事項】

★現在、投資可能期間は、一般NISAとジュニアNISAは2023年、つみたてNISAは2037年までの時限措置。

○ NISAの恒久化・期限延長

現在、時限措置であるNISAについて、恒久措置とすること。特に、「つみたてNISA」については、開始時期にかかわらず、20年間のつみたて期間が確保されるよう、制度期限(2037年)を延長すること。

★英国ISAの補助金・奨励金はライフタイムISA(LISA)が最大年1000英ポンド/約13万円、ヘルプ・トゥ・バイISAが最大3000英ポンド/約39万円を政府が支給(2019年8月13日付日本版ISAの道 その277)。

○ NISAの利用促進と利便性向上

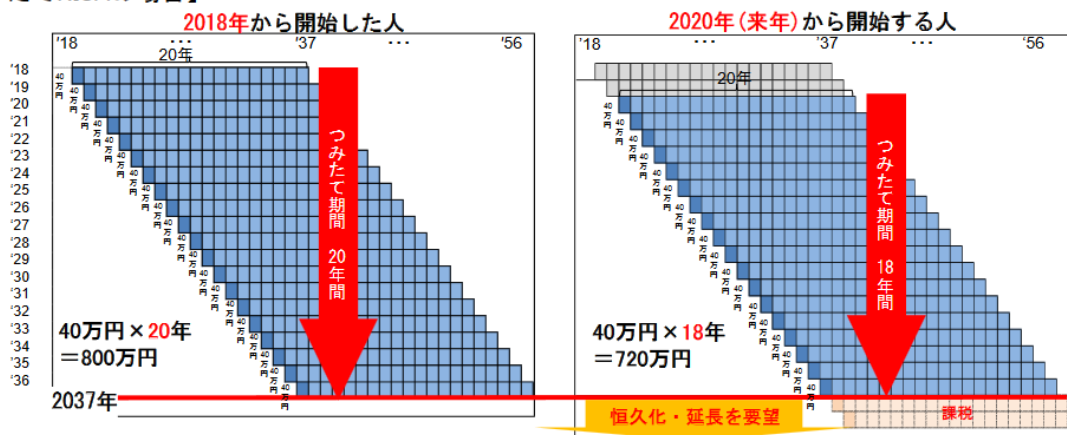
・企業が従業員に対して一定の要件を満たす規約に基づき支給する、つみたてNISA奨励金については、毎月1,000円を限度として非課税とすること(3年の時限措置)。

※当該奨励金が社会保険料の計算の基礎にならないことの明確化も併せて要望。

・利用者・金融機関双方の利便性向上を図る観点から、NISA口座の**手続書類**(開設・変更・廃止等)の**電子化**を可能とすること。

(出所: 金融庁税制改正要望より三菱UFJ国際投信商品マーケティング企画部作成)

【つみたてNISAの場合】



(注)一般NISA、ジュニアNISAについては、制度期限は2023年末とされている。

(出所: 金融庁税制改正要望より三菱UFJ国際投信商品マーケティング企画部作成)

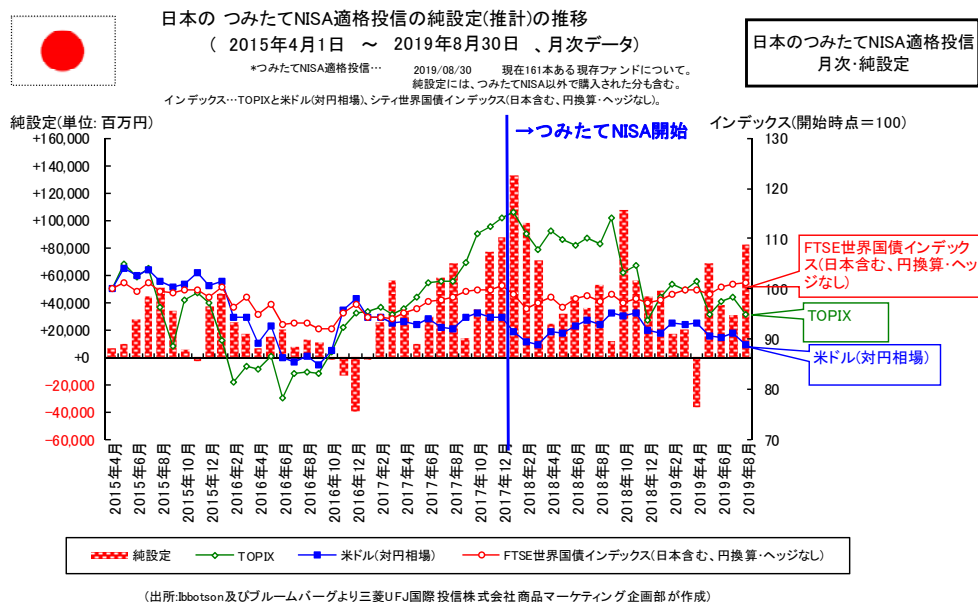
では、恒久化等が要望されるNISAでどのような投資が行われてきたかを見る。NISAでの投資でその半数近くを占めている投信の最新動向は、今後のNISA投資家に有用なものになると思われる。

日本の NISA でどの様なものに投資されてきたか

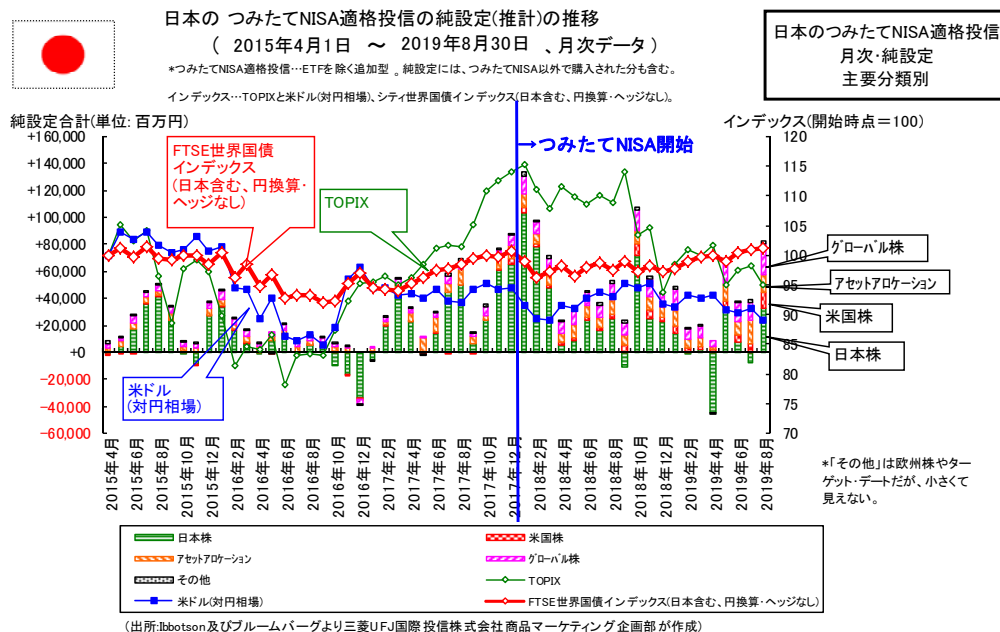
～9月の人気はグローバル株と日本株、アセットアロケーション!～

< NISA の投信フロー～つみたて NISA 投資家(つみたて NISA 適格投信)は日本株とグローバル株～>

最初に、「つみたて NISA を通じて、若い世代を中心とした新たな投資家層の拡大が進展しつつある」(金融行政方針 p.26)とされ、「引き続き職場に着目し、つみたて NISA を通じた長期・積立・分散投資の普及に取り組む」(同 p.22)とされる。つみたて NISA 投資家(つみたて NISA 適格投信)の純設定を見る(*つみたて NISA 適格投信なので、つみたて NISA 以外で購入された分も含む、ETF を除く～つみたて NISA 適格投信については後述[参考ホームページ]③参照)。純設定は、最新 2019 年 8 月に+26 億円と前月 7 月(+308 億円)を上回り、2018 年 10 月(+1071 億円)以来の大きな純流入。個別ファンドでも、総じて純流入だった(対象 161 本のうち、159 本が純流入、わずか 2 本が純流出)。



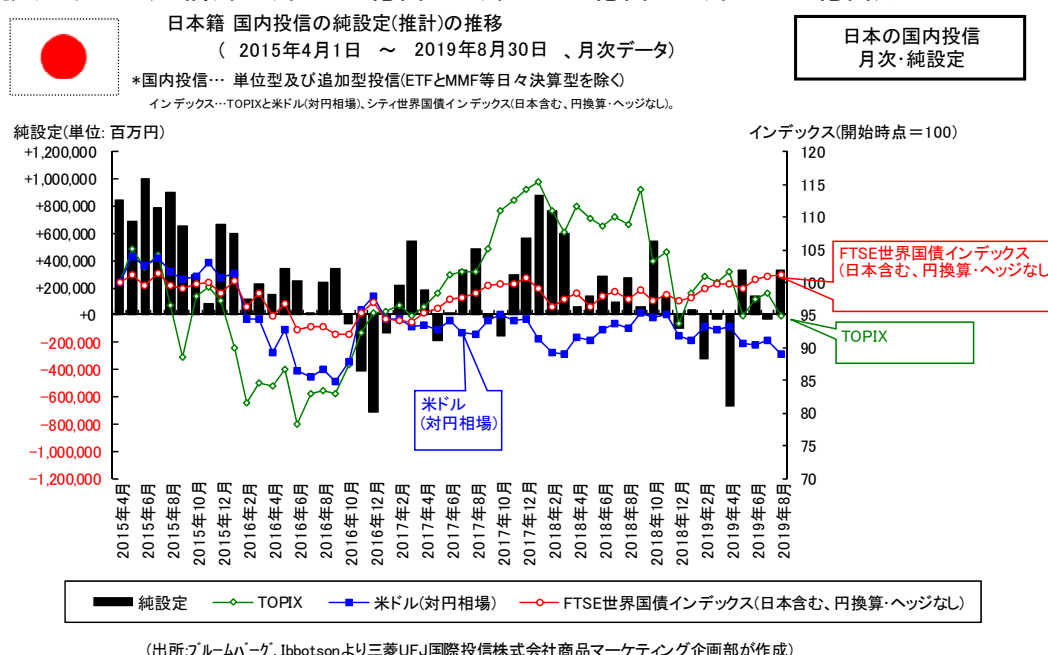
このつみたて NISA 投資家(つみたて NISA 適格投信)を投資対象別で見よう。最新 2019 年 8 月の純設定 1 位は日本株(前月 7 月は最下位)、2 位はグローバル大型株(前月 7 月は 2 位)、3 位は米国大型ブランド株(前月 7 月は 4 位)、4 位はアロケーション積極型(前月 7 月 3 位)、5 位はエマージング株(前月 7 月 6 位)だった。下記グラフは主要分類にまとめたもの。



1位の日本株の純設定は2019年8月に+327億円と、同5月(+310億円)を若干上回り、2019年で最大の純流入。日経平均株価は2019年8月に前月比-3.8%と同5月(-7.4%)に次ぐ2019年で2番目に大きな下落幅となった(←前月7月+1.2%)。この株安時に安値で買う投資家がいた様である。

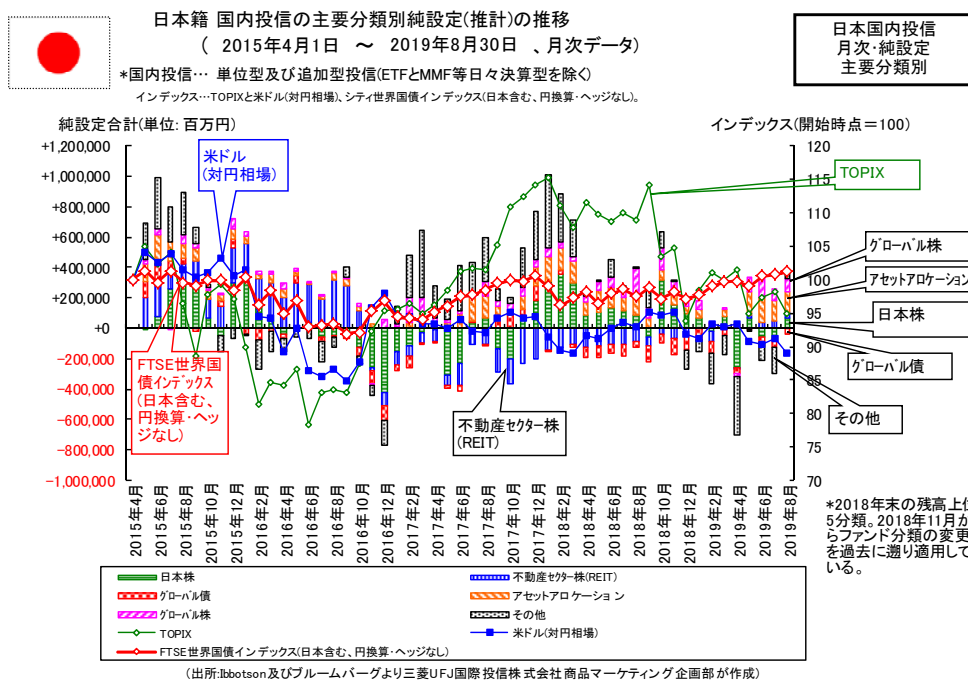
<NISAの投信フロー～既存投資家(投信全体)はグローバル株や日本株、アセットアロケーション～>

次に、投資家を「既存投資家」と「新規投資家」に分けて見る。これは日本証券業協会が「NISAを利用する層としては、投資経験及び投資資金ともに豊富で比較的年齢の高い層だけでなく、投資経験が浅くまた投資資金が少ない若年層まで幅広く考えられる。」(URLは後述[参考ホームページ]③参照)と言っている事も参考としている。前者の「既存投資家」は投信全体のフローで代替、後者の「新規投資家」は「NISA向けファンド」(後述※2参照)で代替して推測する。既存投資家を示す投信全体の純設定(推計)は、最新2019年8月は+3261億円と2カ月ぶりの純流入となった(←前月7月-314億円←6月+1402億円←5月+3300億円)。



投資対象(主要分類)別で見ると、次頁グラフに示される通り、最新2019年8月に最も純設定の大きかったのは引き続きグローバル大型株(5月から4カ月連続1位)、2位日本株(前月7月全75分類中74位)、3位アセット・アロケーションその他(前月7月2位)、4位アセット・アロケーション慎重型(前月7月3位)、5位不動産セクター株/REIT(6月から2カ月連続4位)だった。日本株が純流入に転じた他は、前月と純流入上位は同じである(グラフは投資対象/主要分類に分けて見たもの～後述※1)。日本株は、3カ月ぶりの純流入となり、2019年8月の純設定額+690億円は同5月と同水準である。これは既存のインデックスファンド人気によるところが大きい(日本株の新規設定は5月3本/当初設定額は計2.5億円、8月は0本)。

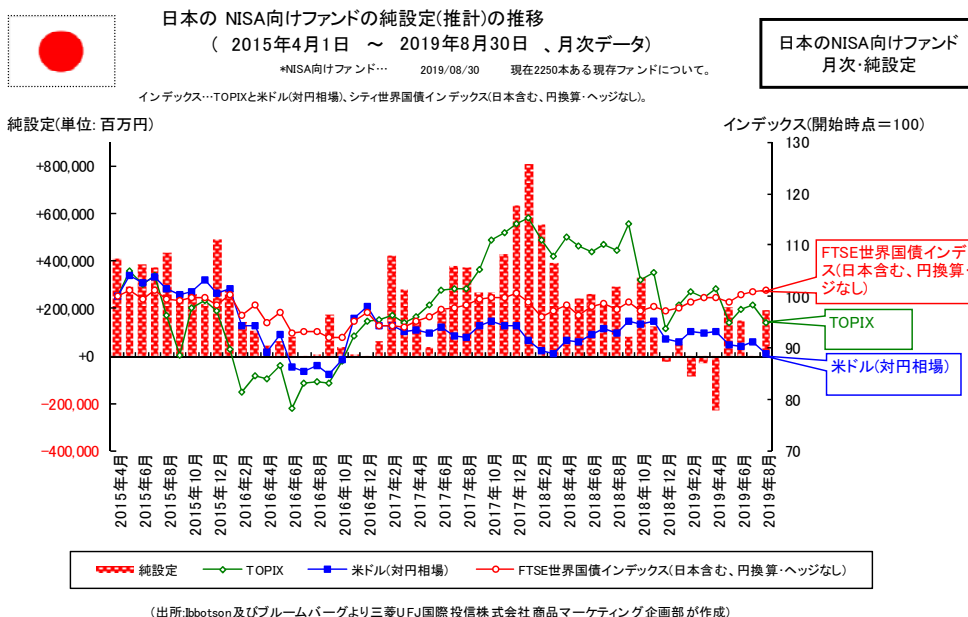
グローバル株は8月に純設定額+820億円と前月7月(+778億円)とほぼ同規模となった。8月はグローバル株の新規設定が1本/当初設定額5億円と、5月(643億円)や6月(1136億円)の様な大型新規設定が無かった事もある。尚、グローバル株や日本株のみならず、投信全体でも、2019年8月の新規設定ファンドは9本/当初設定額の合計38億円と、本数・金額ともに2002年12月からのデータで最小だった(これまでは、本数では2017年5月の18本/625億円、2003年5月の18本/1757億円、2003年4月の18本/998億円が最少、設定額では2019年4月の24本/197億円が最小)。



※1: 主要分類…モーニングスター分類で2018年12月末の純資産の大きい上位5分類である。グローバル株は、2018年11月1日のグローバル分類の変更でグローバル大型株及びグローバル中小型株と分かれた為、グラフでは、従来通りの「グローバル株」として合算する。また、アセットアロケーション型は、「アセットアロケーション慎重型」、「アセットアロケーション柔軟型」、「アセットアロケーション標準型」、「アセットアロケーション積極型」、「アセットアロケーションその他」を合算。不動産セクター株/REIT、公益セクター株、通信株、日本債などは「その他」に含む。

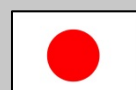
< NISA の投信フロー～新規投資家(NISA 向けファンド)はグローバル株やアセットアロケーション～>

最後に新規投資家を示す NISA 向けファンドの純設定を見る。最新 2019 年 8 月は+1940 億円と前月 7 月(-8 億円)から純流入へ転じ、既存投資家同様、2 カ月ぶり純流入となった(*NISA 向けファンド…後述※2 参照)。



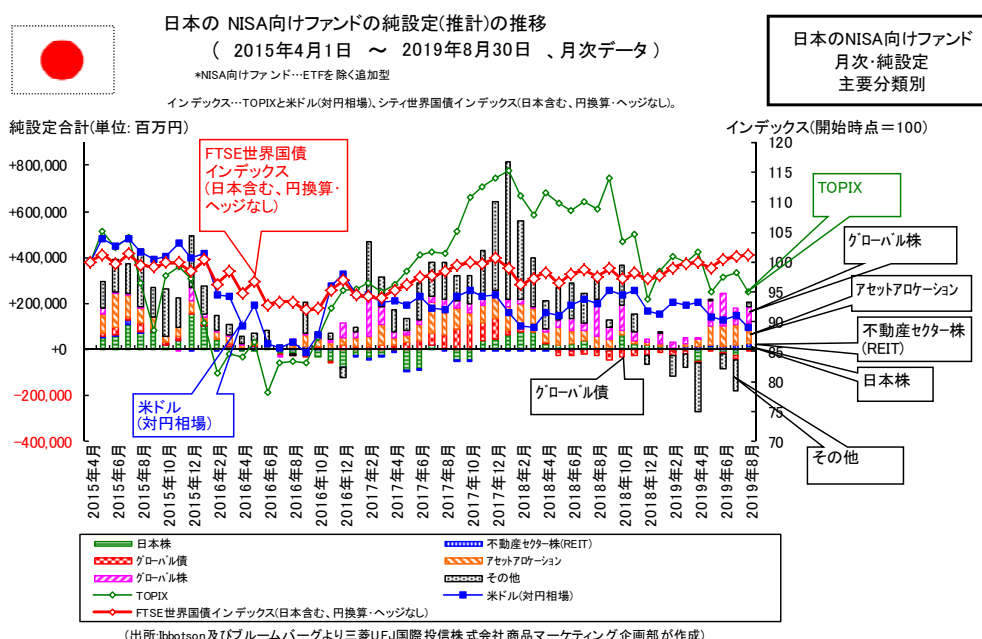
※2: NISA 向けファンド…

投資信託協会の言う「NISA 向けのファンド(*分配頻度が低いファンド、低コストのファンド、バランス型ファンド)」を参考にしながら(URLは後述[参考ホームページ]③参照)、2013年11月末時点の契約型公募投信純資産が1兆円以上ある投信会社17社(*全84社の約90%を占める)の株式投信(ETFを含む)で「NISA向け」、「NISA専用」、「NISAで選ぶ」、「NISAにおすすめ」などと紹介されているファンド、それに加え、2013年4月以降に設定された分配頻度が低いファンドやバランス型ファンドとしている。日本証券業協会は「NISA制度の利用者にとって、短期間に金融商品の買換え(乗換え)を行う又は分配金再投資型の公募株式投資信託につき高い頻度で分配金の支払を受けるといった投資手法等はNISA制度を十分に利用できない場合がある」(URLは後述[参考ホームページ]③参照)、投資信託協会は「NISAにおいては一般的に、投資未経験者層、或いは久々に投資を行う層を意識して、比較的风险を抑えた商品」とも言っている(URLは後述[参考ホームページ]③参照)。尚、2013年4月以降と言うのは、NISAが含まれる税制改正(関連)法が2013年3月30日に成立・政省令公布されたため。また、単位型・限定追加型・年1~2回分配以外のファンド・DC・SMA・ミリオン(従業員積立投資プラン)を含めていない。ただ、同じシリーズが該当している場合は年1~2回以外を含めている。しかし、通貨選択型については、年1~2回以外を除いている(*マネー・プールは年1~2回でも除いている)。こうした「NISA向けファンド」を抽出した所、2019年8月30日時点で2250本となった。



2カ月ぶり純流入は、日本株ファンドが純流入になったことやテクノロジー・セクター株ファンドの純流出が鈍化したことが大きい。新規投資家と思われる投信の2019年8月の純設定を、投資対象(主要分類)別に見る。

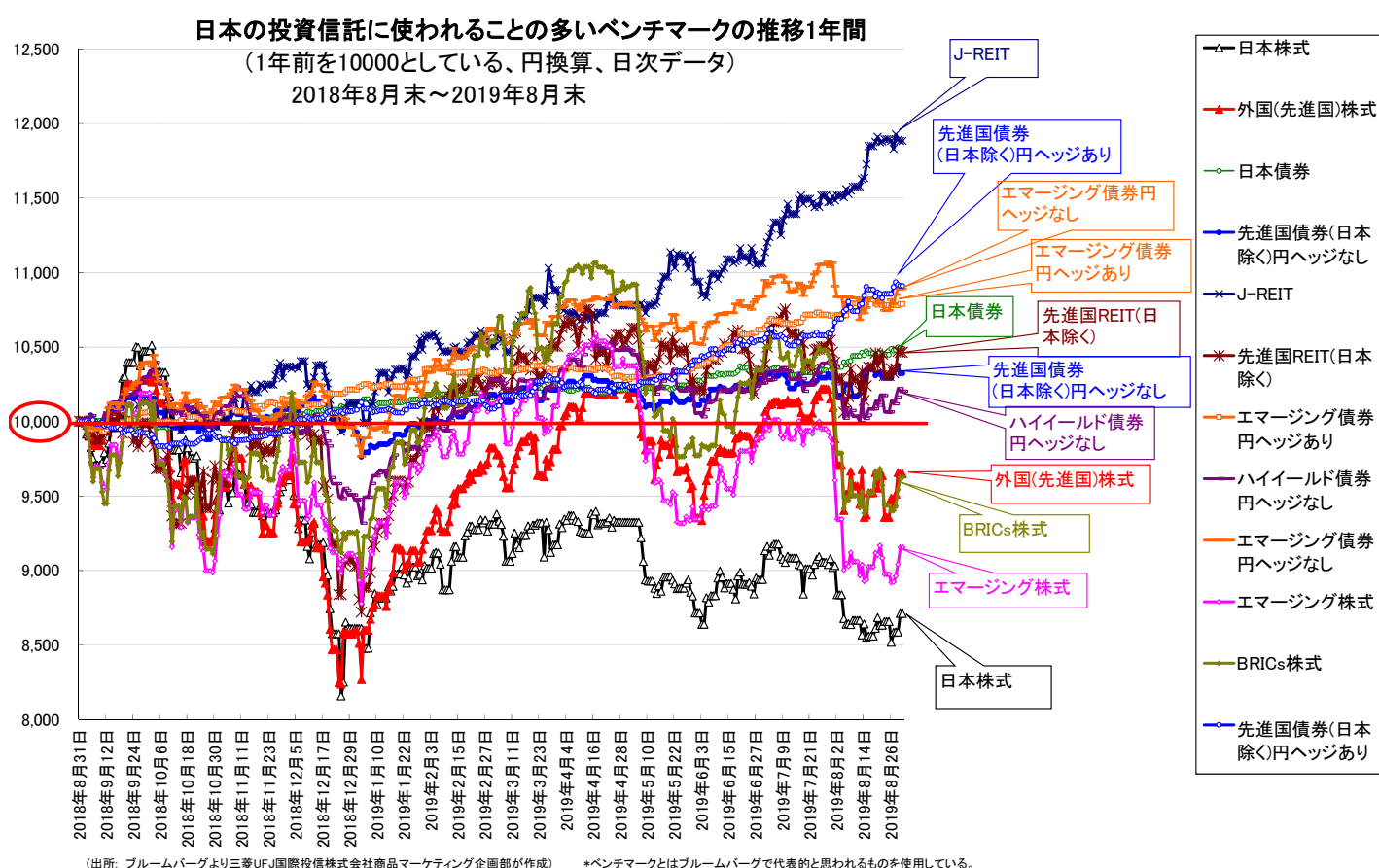
前述した既存投資家と思われる国内投信全体と同じ主要分類を用いると、2019年8月の純設定1位はグローバル大型株(前月7月2位)、2位はアセット・アロケーションその他(前月7月1位)、3位は通信株(5月から4カ月連続3位)、4位はアセット・アロケーション慎重型(5月から4カ月連続4位)、5位は不動産セクター株/REIT(6月から3カ月連続5位)となっている(下記グラフで、通信株は「その他」に、アセット・アロケーションその他および慎重型は「アセットアロケーション型」に含む※1)。グローバル株は、2019年8月の純設定額が+690億円、アセットアロケーション型は+906億円と、それぞれ前月7月(+675億円、-940億円)とほぼ同水準の流入となった。一方、純流出の続くテクノロジー・セクター株は、最新8月は-49億円と前月7月(-838億円)から鈍化した。



純設定とパフォーマンスの関係はどうか？

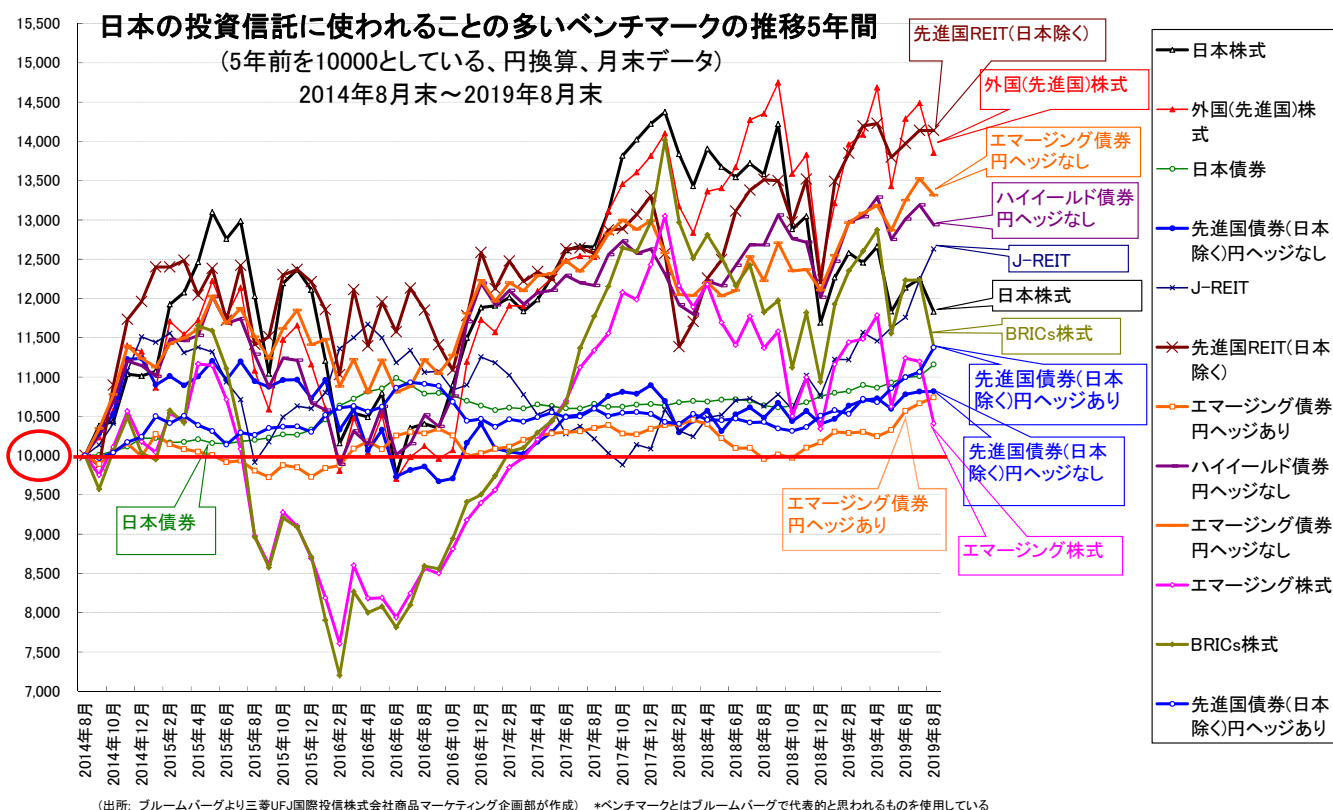
日本の投信に使われる事の多いベンチマークのパフォーマンス推移を見た所、下記の通り、2019年8月末までの1年間のパフォーマンスで好い順に、J-REIT、先進国債券円ヘッジあり、エマージング債券、国内債券、先進国REIT、先進国債券ヘッジなしなどとなっている(*グラフは1年前を10000としている、円換算、日次データ)。

J-REITは2019年8月の1カ月、同年6月からの3カ月、同3月からの半年、そして1年でみていずれも下記グラフのベンチマークの中で最も好いパフォーマンスとなっている。5年では5番目に好いパフォーマンスだった。



次頁グラフは5年のパフォーマンスである。5年間のパフォーマンスは好い順に、先進国REIT、先進国株式、エマージング債券、ハイイールド債券、J-REIT、国内株式などとなっている(*5年前を10000としている、円換算、月末データ)。

先進国株式は2019年3月からの半年や1年でみると次頁グラフのベンチマークの中で下から4番目、2019年8月の1カ月では下から3番目となっているが、3年では最も好く、5年では先進国REITに次いで2番目に好いパフォーマンスとなっている。こうした中長期パフォーマンスの好さが人気となっているのかもしれない。



以上、NISA で何が買われたかについて既存投資家、新規投資家、つみたてNISA 投資家の順に見てきた。2019年8月の人気は共通してグローバル株であり、つみたてNISA 投資家と既存投資家では日本株が人気で、アロケーション型は安定的な人気が見られた。

もちろんこれは今後を示すものではない。だが、こうした情報が「商品が選びにくく種類が多く選択に迷う人」(投資信託協会～URLは後述[参考ホームページ]③参照)が多いと思われるNISA等を検討する投資家にとって、少しでも参考になれば幸いである。

そして、「つみたてNISAを通じて、若い世代を中心とした新たな投資家層の拡大が進展しつつある」(金融行政方針 p.26)中、「つみたてNISAを通じた長期・積立・分散投資の普及」(同 p.22)を期待している。

以上

[参考ホームページ]

①2019年8月28日付金融庁公表「変利用者を中心とした新時代の金融サービス～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～(令和元事務年度)」…「<https://www.fsa.go.jp/news/r1/20190828.html>」。

②金融庁の令和2年度税政改正要望について…「<https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/19zeikai.pdf>」、2019年8月13日付日本版ISAの道 その277「NISAのモデルとなったイギリスのISAは今?『ブレグジットISA』も登場した英国のISAは非課税枠が日本の倍近く、補助金付き住宅購入支援ISAもあり! 老後資金で先進国低位の英国だからこそその官民による尽力と進化!!」…「https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_190813.pdf」。

③金融庁「つみたてNISAの対象商品」…「<https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/about/tsumitate/target/index.html>」、2019年4月26日付日本証券業協会「NISA制度の口座開設及び勧誘並びに販売時等における留意事項について(ガイドライン)」……

「<http://www.jsda.or.jp/anshin/oshirase/files/nisaguideline.pdf>」、2014年1月8日付投資信託協会メールマガジン「NISA 向けのファンドって?」…「<https://www.toushin.or.jp/mailmag/backnumber/>」、
2013年11月21日付投資信託協会「『NISA』の普及・拡大に向けた投資信託商品に関する調査」…
「<http://www.toushin.or.jp/topics/2013/10055/>」、
つみたて NISA の要件は 2017 年 4 月 24 日付日本版 ISA の道 その 179「積立 NISA の適格投信は全体の 1%以下でインデックス・ファンドばかり。これを米国に当てはめると、全体の 1.6%でアクティブ・ファンドが半分超に!」…
「https://www.am.mufg.jp/text/oshirase_170424.pdf」、
2018年3月7日付投資信託協会「投資信託に関するアンケート調査報告書-2017年」…
「<https://www.toushin.or.jp/statistics/report/research2017/>」。

三菱 UFJ 国際投信【投信調査コラム】日本版 ISA の道 バックナンバー…「<https://www.am.mufg.jp/market/report/investigate.html>」。

本資料に関してご留意頂きたい事項

- 当資料は日本版ISA(少額投資非課税制度、愛称「NISA/ニーサ」)に関する考え方や情報提供を目的として、三菱UFJ国際投信が作成したものです。当資料は投資勧誘を目的とするものではありません。
- 当資料中の運用実績等に関するグラフ・数値等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資者の皆様の実質的な投資成果を示すものではありません。市況の変動等により、方針通りの運用が行われない場合もあります。
- 当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。
- 当資料に示す意見等は、特に断りのない限り当資料作成日現在の筆者の見解です。
- 投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 投資信託は値動きのある有価証券を投資対象としているため、当該資産の価格変動や為替相場の変動等により基準価額は変動します。従って投資元本が保証されているわけではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。
- 投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- クローズド期間のある投資信託は、クローズド期間中は換金の請求を受け付けることができませんのでご注意ください。
- 投資信託は、ご購入時・保有時・ご換金時に手数料等の費用をご負担いただく場合があります。

本資料中で使用している指数について

- ・ TOPIX (東証株価指数)に関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。
- ・ FTSE世界国債インデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
- ・ 「日経平均株価」に関する著作権、知的所有権、その他一切の権利は日本経済新聞社に帰属します。